

工事請負契約に係る最低制限価格を設ける場合の基準

(趣旨)

第1条 この告示は、工事請負契約において、財務規則（昭和59年松島町規則第5号）第97条の2による最低制限価格を設ける場合の基準について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 すべての工事について最低制限価格を設けるものとする。

2 最低制限価格を設定した工事については、発注に際して告示する入札公告又は指名通知書等にその旨を明示するものとする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格を設ける場合の算定式については、松島町建設工事執行規則取扱規程（平成14年松島町訓令第5号）第11条を準用するものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。